

<b>第 38 号</b>	<b>Super Highway</b> J R 東労組バス関東本部	 J R 東労組ホームページ
発行日 2025. 9.26		

## 申 2 号 「高速バス統括本部の設置及び体制、 関係規程の改正について」に関する申し入れ

### 第 1 回団体交渉

9 月 26 日 16 時より本社会議室において、申 2 号について趣旨説明を行ってきました。

会社からは、各支店に運転・営業・総務などの業務がある中で、現在までの 1 支店 1 課長体制では、個人の得意・不得意なところも出て支店の運営が均等に上手く出来ていない面もあった。高速バス統括本部に集約した中で、それぞれ専門分野に区分けして担当し、最適な運営体制を構築する為に実施する。

全乗務員研修については、新設する指導ユニットで検討している段階。各ベースへ行って説明する内容、現在の東京支店に入庫した際にできること、いろいろあると思う。指導ユニットが巡回をしたいと言っているからそれに合わせて指導するというのも検討している。研修の仕方について、支店によって違っている状況を同じものにしてより効果的なものにしていくということ。当然ながら、全乗務員研修を年間スケジュールで入れていかねばならないというのは認識している。

行先地手当が付くかどうかは、明示する循環交番による。循環交番を明示する段階で対象になれば行先地手当は付くということ。当面は、まず各ベースで交番作成をし、高速バス統括本部に持ち寄り、調整をして交番発表という形になる。あくまでまだ過渡期であり、最終的にはすべて高速バス統括本部でやるのが完成形。会社規模的に 1,000 人程度なので一箇所で見るべき。ユニットでそれぞれが専門性を持って、担当で見れば同じ取り扱いで出来る。それを広げていく。まずは、高速線しか担当していない支店があるので、そこをまとめてやり始めるという事。などが語られました。

第 2 回団体交渉以降、会社と具体的な議論を行なっていきます。

**J R バス関東で働く仲間を一つに！**